（電気関係報告規則の一部改正）

第二条　電気関係報告規則（昭和四十年通商産業省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（定義） **第一条**　［略］ ２　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一・二　［略］ ［削る］ 三から十二　［略］	（定義） **第一条**　［略］ ２　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一・二　［略］ 三　「インバランス料金算定係数」とは、一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則（平成二十八年経済産業省令第二十二号）第二十七条第一項第二号に掲げる値をいう。 四から十三　［略］
別表（第二条関係） ［削る］	**別表**（第二条関係）
様式第11（第２条関係） 第１表～第５表　［略］ ［削る］	**様式第11**（第２条関係） 第１表～第５表　［略］ 第６表　インバランス料金算定係数実績 年　月　日 電力・ガス取引監視等委員会　委員長　殿 年　月分

［削る］

表番号及び当該表の名称	報告対象者	報告期限
第一表～第五表	［略］	［略］
［削る］	［削る］	［削る］

表番号及び当該表の名称	報告対象者	報告期限
第一表～第五表	［略］	［略］
第六表　インバランス料金算定係数実績	卸電力取引所	翌月五日

日	時間帯	インバランス料金算定係数
１日	０：00～０：30	
	０：30～１：00	
	１：00～１：30	
	１：30～２：00	
	２：00～２：30	
	２：30～３：00	
	３：00～３：30	
	３：30～４：00	
	４：00～４：30	
	４：30～５：00	
	５：00～５：30	